

番 号	陳 情 第 48 号	受理年月日	令 7 . 1 . 16
件 名	市民と共に「いじめ」、「自殺」、「児童虐待」、「犯罪」等を減らす取組について		
結 果	令和 7 . 5 . 15 第 1 回臨時会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
(委員会における審査経過) 本件は、1 項＝現在、国は治安に関する様々な統計データをインターネット上で公開しているが、そのうち、地域の治安の状態を表す社会の状況として、自殺者数、いじめの認知件数、児童相談所における児童虐待相談対応件数、交通事故死者数、完全失業率、ホームレス数、離婚件数、ひとり親世帯数及び人口増減数の 9 項目に加え、犯罪の状況として、強盗、殺人、不同意性交等（強制性交等）、不同意わいせつ（強制わいせつ）、窃盗犯、放火、略取誘拐・人身売買の認知件数及び来日外国人による刑法犯・特別法犯の総検挙件数の 8 項目の合計 17 項目の数値を減らすことが、治安を回復し、よりよい社会を実現する上で特に重要であると考えることから、自治体（市区町村）は、その地域の治安の状態を表すこれらの項目について数値化した図表を作成するとともに、自治体のホームページや広報紙等で公表し、市民と共有すること。2 項＝1 項で公表した数値を減らす方法を考え、数値目標を設定した実施計画を策定・公表し、市民と協力して取り組むこと。以上の点について、要請されたものである。 本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝社会の状況の 9 項目については、県警所管の交通事故死者数及び国が調査を行っている完全失業率を除き、所管部局でそれぞれ数値を把握し、各分野に係る関連施策等の必要性に応じて計画の策定や公表の判断を行っている。また、交通事故死者数及び犯罪の状況の 8 項目については、県警所管の情報ではあるものの、防犯行政の観点から、本市に関する情報については提供を受け、一部を公表している。 2 項＝治安に特化した実施計画等はないものの、17 項目に関する事業については、第六次総合計画において、防犯対策を含め、各分野の個別計画や施策が展開されていることから、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向の基本的な指針は、既に示されているものと考えている。また、犯罪の状況の 8 項目については、治安の中核を担う警察等が社会・公共の秩序維持のための取組を行うとともに、県警においては、ホームページ上で市町村別の犯罪発生実態を公表しており、本市においても県警から情報提供を受け、統計情報として多くの項目を公表している。 以上のようなことから、本市としては、新たに治安に特化した情報の公表や実施計画等を			

策定する必要性は低いものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。